

第二十二條 所得税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三号）の一部を次のように改正する。

（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部改正）

第十七條 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第十七号）の一部を次のように改正する。

第三十三條第一項の表租税特別措置法の項中

第四十一條の三の九項
------------

第四	規定により	規定及び特別措置法第二十八條第一項の規定により
所得税の額	所得税及び復興特別所得税の額の合計額	

を	第四十一條の三の九第四項	規定により	規定及び特別項の規定により
	所得税の額	所得税及び復興特別所得税の額	
	第四十一條の十九第三項	所得税の額	所得税及び当別所得税の額

（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部改正）

第十七條 同上

第三十三條第一項の表租税特別措置法の項中

第四十條の三の四第三号及び第四号、第六項並びに第七項
----------------------------

五項	所得税	所得税及び復興特別所得税
第六		

を	第四十條の三の四第五項、第三号及び第四号、第六項並びに第七項	所得税	所得税及び復興特別所得税の額
	第四十一條の十九第三項	所得税の額	所得税及び当別所得税の額

興特別所得税	該所得税に係る復興特
--------	------------

に改める。

措置法第二十八条第一	り	興特別所得税の額の合	該所得税に係る復興特
------------	---	------------	------------

に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 三 省 略

四 次に掲げる規定 令和六年四月一日

イ 第二条の規定（同条中法人税法の目次の改正規定（「公益法人等」を「公共法人等」に改める部分に限る。））、同法第十三条の改正規定、同法第十四条第一項第四号の改正規定、同法第六十一条の改正規定、同法第六十一条の六の改正規定、同法第二編第一章第一節第十款の款名の改正規定、同法第六十四条の四第一項の改正規定、同法第六十四条の十第六項第四号の改正規定、同法第七十一条第一項の改正規定、同法第七十四条の改正規定、同法第七十五条の第二項第一号の改正規定、同法第二百二十二条第二項の改正規定、同法第二百二十八条の改正規定、同法第二百四十六条第二項の表の改正規定、同法第二百五十条の改正規定及び同法別表第一に次のように加える改正規定を除く。）並びに附則第十一条、第十四条、第十四条の二及び第十六条の規定

ロ 第三条の規定（同条中地方法人税法第十九条第二項の改正規定を除く。）並びに附則第十七条及び第十八条の二の規定

ハ 三 省 略

五 十三 省 略

附 則

(施行期日)

第一条 同 上

一 三 同 上

四 同 上

イ 第二条の規定（同条中法人税法の目次の改正規定（「公益法人等」を「公共法人等」に改める部分に限る。））、同法第十三条の改正規定、同法第十四条第一項第四号の改正規定、同法第六十一条の改正規定、同法第六十一条の六の改正規定、同法第二編第一章第一節第十款の款名の改正規定、同法第六十四条の四第一項の改正規定、同法第六十四条の十第六項第四号の改正規定、同法第七十一条第一項の改正規定、同法第七十四条の改正規定、同法第七十五条の第二項第一号の改正規定、同法第二百二十二条第二項の改正規定、同法第二百二十八条の改正規定、同法第二百四十六条第二項の表の改正規定、同法第二百五十条の改正規定及び同法別表第一に次のように加える改正規定を除く。）並びに附則第十一条、第十四条及び第十六条の規定

ロ 第三条の規定（同条中地方法人税法第十九条第二項の改正規定を除く。）及び附則第十七条の規定

ハ 三 同 上

五 十三 同 上

(国際最低課税額の計算に関する経過措置)

第十四条 構成会社等（令和六年新法人税法第八十二条第十三号に規定する構成会社等をいう。以下この条及び附則第十六条第三項において同じ。）である内国法人が属する特定多国籍企業グループ等（令和六年新法人税法第八十二条第四号に規定する特定多国籍企業グループ等をいう。以下附則第十八条の二までにおいて同じ。）に属する構成会社等（対象外構成会社等（令和六年新法人税法第八十二条第十八号に規定する無国籍構成会社等その他の政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この項において同じ。）が令和六年四月一日から令和八年十二月三十一日までの間に開始する対象会計年度（令和十年六月三十日までを終了するものに限る。）において次に掲げる要件のいずれかを満たす場合には、当該対象会計年度の当該構成会社等の所在地（令和六年新法人税法第八十二条第七号に規定する所在地をいう。以下この条において同じ。）における当該対象会計年度に係る令和六年新法人税法第八十二条の二第二項第一号から第三号までに定める金額は、零とする。

一 次に掲げる要件の全てを満たすこと。

イ 当該対象会計年度に係る国別報告事項（租税特別措置法第六十六条の四の四第一項に規定する国別報告事項をいい、連結等財務諸表（令和六年新法人税法第八十二条第一号に規定する連結等財務諸表をいう。以下この条において同じ。）を基礎として作成されたものに限る。以下この項において同じ。）又はこれに相当する事項として租税特別措置法第六十六条の四の四第一項若しくは第二項に規定する所轄税務署長又は我が国以外の国若しくは地域の租税に関する法令を執行する当局（以下この項において「所轄税務署長等」とい

(国際最低課税額の計算に関する経過措置)

第十四条 構成会社等（令和六年新法人税法第八十二条第十三号に規定する構成会社等をいう。以下この条において同じ。）である内国法人が属する特定多国籍企業グループ等（令和六年新法人税法第八十二条第四号に規定する特定多国籍企業グループ等をいう。以下この条において同じ。）の各対象会計年度に係る国別報告事項（租税特別措置法第六十六条の四の四第一項に規定する国別報告事項をいい、連結等財務諸表（令和六年新法人税法第八十二条第一号に規定する連結等財務諸表をいう。以下この条において同じ。）を基礎として作成されたものに限る。以下この項において同じ。）又はこれに相当する事項につき租税特別措置法第六十六条の四の四第一項若しくは第二項に規定する所轄税務署長又は我が国以外の国若しくは地域の租税に関する法令を執行する当局に提供された場合において、当該特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等（対象外構成会社等（令和六年新法人税法第八十二条第十八号に規定する無国籍構成会社等その他の政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この項において同じ。）が令和六年四月一日から令和八年十二月三十一日までの間に開始する対象会計年度（令和十年六月三十日までを終了するものに限る。）において次に掲げる要件のいずれかを満たすときは、当該対象会計年度の当該構成会社等の所在地（令和六年新法人税法第八十二条第七号に規定する所在地をいう。以下この条において同じ。）における当該対象会計年度に係る令和六年新法人税法第八十二条の二第二項第一号から第三号までに定める金額は、零とする。

一 同上

イ 当該対象会計年度に係る国別報告事項又はこれに相当する事項として提供された当該構成会社等の所在地に係る収入金額（当該特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等のうちに、国別報告事項にその情報が含まれないことにより当該収入金額にその収入金額が含まれない構成会社等として財務省令で定めるものがある場合には、当該構成会社等に係る収入金額として財務省令で定める金額を加算した金額）が千万ユーロを財務省令で定めるところにより本邦通貨表示の金額に換算した金額に満たないこと。

う。)に提供された当該構成会社等の所在地に係る収入金額(当該特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等のうちに、国別報告事項にその情報が含まれないことにより当該収入金額にその収入金額が含まれない構成会社等として財務省令で定めるものがある場合には、当該構成会社等に係る収入金額として財務省令で定める金額を加算した金額)(当該国別報告事項又はこれに相当する事項が提供されない場合にあつては、当該国別報告事項又はこれに相当する事項として最終親会社等(令和六年新法人税法第八十二条第十号に規定する最終親会社等をいう。以下この項において同じ。)の所在地に提供されるものとした場合における当該構成会社等の所在地に係る当該収入金額)が千万ユーロを財務省令で定めるところにより本邦通貨表示の金額に換算した金額に満たないこと。

ロ 当該対象会計年度に係る国別報告事項又はこれに相当する事項として所轄税務署長等に提供された当該構成会社等の所在地に係る税引前当期利益の額(当該税引前当期利益の額の計算において、令和六年新法人税法第八十二条第二十六号に規定する個別計算所得等の金額の計算に含まれない損失の金額として政令で定める金額がある場合には、当該金額を含まないものとして計算した金額。ロ及びび次号ロにおいて「調整後税引前当期利益の額」という。)(当該国別報告事項又はこれに相当する事項が提供されない場合にあつては、当該国別報告事項又はこれに相当する事項として最終親会社等の所在地に提供されるものとした場合における当該構成会社等の所在地に係る調整後税引前当期利益の額)が百万ユーロを財務省令で定めるところにより本邦通貨表示の金額に換算した金額に満たないこと。

二 イに掲げる金額がロに掲げる金額(零を超えるものに限る。)のうち、に占める割合が百分の十七(令和六年四月一日から同年十二月三十一日までの間に開始する対象会計年度については百分の十五とし、令和七年一月一日から同年十二月三十一日までの間に開始する対象会計年度については百分の十六とする。)以上であること。

イ 省 略

ロ 当該対象会計年度に係る国別報告事項又はこれに相当する事項として所轄税務署長等に提供された当該構成会社等の所在地に係る

ロ 当該対象会計年度に係る国別報告事項又はこれに相当する事項として提供された当該構成会社等の所在地に係る税引前当期利益の額(当該税引前当期利益の額の計算において、令和六年新法人税法第八十二条第二十六号に規定する個別計算所得等の金額の計算に含まれない損失の金額として政令で定める金額がある場合には、当該金額を含まないものとして計算した金額。次号ロにおいて「調整後税引前当期利益の額」という。)(百万ユーロを財務省令で定めるところにより本邦通貨表示の金額に換算した金額に満たないこと。

二 同 上

イ 同 上

ロ 当該対象会計年度に係る国別報告事項又はこれに相当する事項として提供された当該構成会社等の所在地に係る調整後税引前当期

調整後税引前当期利益の額（当該国別報告事項又はこれに相当する事項が提供されない場合にあつては、当該国別報告事項又はこれに相当する事項として最終親会社等の所在地国に提供されるものとした場合における当該構成会社等の所在地国に係る調整後税引前当期利益の額）

三 省 略

2 5 7 省 略

（国際最低課税額に係る確定申告に関する経過措置）

第十四条の二 特定多国籍企業グループ等に属する内国法人に係る法人税法第八十二条の六第一項の規定による申告書の提出期限が令和八年六月三十日前である場合には、当該申告書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、同日とする。

（特定多国籍企業グループ等報告事項等の提供に関する経過措置）

第十六条 省 略

2 省 略

3 特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等である内国法人に係る法人税法第五十条の三第一項の規定による同項に規定する特定多国籍企業グループ等報告事項等の提供の期限、当該内国法人に係る同条第二項の規定による同項に規定する財務省令で定める事項の提供の期限、当該内国法人に係る同条第四項の規定による同項に規定する最終親会社等届出事項の提供の期限又は当該内国法人に係る同条第五項の規定による同項に規定する財務省令で定める事項の提供の期限が令和八年六月三十日前である場合には、これらの提供の期限は、これらの規定にかかわらず、同日とする。

（特定基準法人税額に係る確定申告に関する経過措置）

第十八条の二 特定多国籍企業グループ等に属する内国法人に係る地方税法第二十四条の四第一項の規定による申告書の提出期限が令和八年六月三十日前である場合には、当該申告書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、同日とする。

利益の額

三 同 上

2 5 7 同 上

（特定多国籍企業グループ等報告事項等の提供に関する経過措置）

第十六条 同 上

2 同 上

(認定事業適応法人の欠損金の損金算入の特例に関する経過措置)  
第四十九条 旧租税特別措置法第六十六条の十一の四第一項に規定する一

年を経過する日以前に新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律(令和六年法律第九号)第一条の規定による改正前の産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第二十一条の十五第一項の認定を受けた法人(当該法人が通算法人である場合には、他の通算法人を含む。)の施行日前に開始した事業年度において生じた租税特別措置法第二条第二項第二十一号に規定する欠損金額(所得税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第八号)附則第二十条第一項の規定により租税特別措置法第二条第二項第二十一号に規定する欠損金額とみなされたものを含む。)については、なお従前の例による。

(認定事業適応法人の欠損金の損金算入の特例に関する経過措置)  
第四十九条 旧租税特別措置法第六十六条の十一の四第一項に規定する一

年を経過する日以前に産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第二十一条の十五第一項の認定を受けた法人(当該法人が通算法人である場合には、他の通算法人を含む。)の施行日前に開始した事業年度において生じた租税特別措置法第二条第二項第二十一号に規定する欠損金額(所得税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第八号)附則第二十条第一項の規定により租税特別措置法第二条第二項第二十一号に規定する欠損金額とみなされたものを含む。)については、なお従前の例による。